○内閣府令第五十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財産被害対策室及び寄附勧誘対策室並びに企画調整官）	（財産被害対策室、取引デジタルプラットフォーム消費者保護室及び寄附勧誘対策室並びに企画調整官）
第二条　消費者政策課に、財産被害対策室及び寄附勧誘対策室並びに企画調整官一人を置く。	**第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室、取引デジタルプラットフォーム消費者保護室及び寄附勧誘対策室並びに企画調整官一人を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
［項を削る。］	4　取引デジタルプラットフォーム消費者保護室は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事務をつかさどる。
［項を削る。］	5　取引デジタルプラットフォーム消費者保護室に、室長を置く。
4～6　［略］	6～8　［同上］
（取引デジタルプラットフォーム消費者保護室及び統括消費者取引対策官）	（統括消費者取引対策官）
第六条　取引対策課に、取引デジタルプラットフォーム消費者保護室及び統括消費者取引対策官一人を置く。	**第六条**　取引対策課に、統括消費者取引対策官一人を置く。
［項を加える。］	2　取引デジタルプラットフォーム消費者保護室は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事務をつかさどる。
［項を加える。］	3　取引デジタルプラットフォーム消費者保護室に、室長を置く。
2　［同上］	4　［略］
（食品表示対策室及び上席景品・表示調査官）	（食品表示対策室及び上席景品・表示調査官）
第七条　表示対策課に、食品表示対策室及び上席景品・表示調査官一人を置く。	**第七条**　表示対策課に、食品表示対策室及び上席景品・表示調査官二人を置く。
［２～４　同上］	［２～４　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年七月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第四号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の一部の施行に伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成十九年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。